

令和元年11月25日

第7回加須市農業委員会総会議事録  
(公開用)

加須市農業委員会

## 第7回 加須市農業委員会総会議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第 3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第 4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について
- 議案第 5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について
- 報告第 1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について
- 報告第 2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について
- 報告第 3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について
- 報告第 4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

招集年月日	令和元年11月25日				招集場所	加須市役所 5階503会議室			
開会の日時	午後1時30分				閉会の日時	午後4時00分			
会長	小倉和夫				職務代理	野川良翁			
議席	委員氏名	出	欠	議席	委員氏名	出	欠		
1	岡島敏雄	○		9	塩崎博	○			
2	江森正	○		10	山岸和男	○			
3	坂本君夫	○		11	田島啓司	○			
4	野口悦夫	○		12	野川良翁	○			
5	関口政司	○		13	小倉和夫	○			
6	矢島征雄	○		14	早川初男	○			
7	遠井勝	○		15	柳田浩	○			
8	栗原光夫		○						
					加須市農業委員会事務局				
					局長 細田 悟				
					次長 小川 修一				
					主幹 正能 光				
					主査 新井 昌典				
					主査 落合 高雄				

開会 午後 1時30分

○局長（細田 悟君） 「あいさつ さわやか かぞのまち」、皆さん、こんにちは。

定刻よりちょっと早いんですけども、ただいまから総会のほうを始めさせていただきます。

それでは、早速ですけども、野川職務代理より、開会のご挨拶をお願いしたいと思います。

○職務代理（野川良翁君） 皆さん、こんにちは。

天気の方もですね、10月に続きましてね、11月後半になりましてまた雨が降りまして、私のところもですね、11月12日ごろからちょっと麦まきを始めたんでございますけれども、ここでちょっとね、中断しなくてはならないかと思っております。

麦価の方もですね、今年の元年まきから、60キロで250円下がるそうでございます。そういうことですね、早くまいたほうがいいんだかな、これからまいたほうがいいんだかなで、結果は来年の6月になってみないとわかりませんが、そういうことでございます。

これよりですね、令和元年第7回加須市農業委員会総会を開会いたします。よろしくご協力をお願いします。

○局長（細田 悟君） ありがとうございます。



### ◎会長挨拶

○局長（細田 悟君） 続きまして、小倉会長にご挨拶をお願いしたいと思います。

○会長（小倉和夫君） 改めまして、こんにちは。

それぞれ農業委員の皆さん、また、推進委員の皆さんには、きょうの総会に出席をいただきまして、大変ありがとうございます。

一段落というか、田んぼのほうが一段落しても、農家はそれぞれ忙しいというか、急に晴れてきますとそれぞれ仕事がしたくなるという、そういう性格でして、本当にね、大変なところ大変ご苦労さまでございます。

今、麦まきがあれということなんですけれども、田んぼのほうも、うないたいんですけども、

ども、代かきになっちゃうんで、うなえないという現状でございます。

そのうち事務局のほうからお話しあると思うんですけども、農業委員会の綱紀肅正というところで、全国の農業委員会の中には本当に会長がちょっと不祥事を起こして逮捕されるとか、ちょっとあんまり、名誉が余りよろしくないようなあれがございまして、農業委員会としては農地の権利移動、また転用の許可審議とか、いろんな利害関係があるということで、皆さん方には今後ともその立場で慎重なる行動、よろしくお願ひしたいと思います。

幸い埼玉県ではないということで安心はしているわけですけども、加須地域の農業の発展に害するようなことはあってはならないという思いでありますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

また、来年度の農業委員、推進委員の公募に関しましても、地域の多くの意見をうまく取り入れて、次期の農業委員会においてもスムーズなる審議が行われますように、格段の皆さんのご協力をお願ひ申し上げまして、言葉整いませんけれども、開会に当たりましてのご挨拶にしたいと思います。

きょうもよろしくお願ひいたします。

○局長（細田 悟君） ありがとうございます。



#### ◎出席委員数の報告

○局長（細田 悟君） 本日の総会でございますが、1名欠席ということで14名の方にご出席をいただいているということでございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づきまして、本日の総会が成立していることをご報告申し上げます。



○局長（細田 悟君） それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

以降は小倉会長に議長をお願ひしたいと思います。よろしくお願ひします。



### ◎開会の宣告

○会長（小倉和夫君） それでは、よろしくお願いいたします。



### ◎総会議事録署名委員の指名

○会長（小倉和夫君） 日程第1、総会議事録署名委員の指名を行います。

総会議事録署名委員に

15番 柳田 浩 委員

1番 岡島 敏雄 委員

両委員さんを指名いたします。



### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の5件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、賃貸借権の設定で、20年でございます。必要添付書類が整えられております。

譲渡人は耕作できない休耕地の活用が図れるため、譲受人は自作地に隣接しており、効率的に経営規模拡大ができるため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営面積や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（野口悦夫君） 4番、野口です。

去る23日に、推進委員の野本さん、川島さんと3人で、申請者・譲受人の さん宅を訪ね、現地を見、話を聞いてまいりました。事務局の説明ございましたけれども、この

お宅は梨園を経営しております。また、 さんにつきましては、親の代々、梨つくっているわけでございますけれども、規模拡大もありまして、そういうことで20年契約で契約したということでございます。何ら問題ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、2番の志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲渡人は耕作できないため、譲受人は経営規模拡大のため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営面積（状況）や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○14番（早川初男君） 14番、早川です。

この件に対して、志多見土地改良区のほうに相談がありまして、それでもっていろんな賦課金の問題を説明して、行いました。それにつきましては、今の事務局の説明のとおり、間違いございませんので、よろしくご審議のほどお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、3番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は病気等で耕作できないため、譲受人は経営規模拡大のため、今回の申請となっております。

また、譲渡人には平成28年1月から、さいたま家庭裁判所により補助人がついており、土地の売却についても代理行為が認められている登記事項証明書が添付されております。

譲受人の経営面積や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番(山岸和男君) 10番、山岸です。

11月16日に、推進委員の石川さんと現地調査と、譲受人の さん宅で聞き取りをしました。お話によりますと、数年前に譲渡人は病気のため耕作できなくなり、6年ぐらい前より、その農地を借りて さんが耕作をしておりました。このたび買ってほしいということで、自宅前のということもあり、売買で今回の申請となりました。許可相当と判断しましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、4番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。



また、譲渡人は農地が遠く耕作できないため、譲受人は隣接地で耕作をしており、効率的に経営規模の拡大ができるため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（柳田 浩君） 15番、柳田です。

11月20日に、佐藤推進委員と2人で譲受人宅を訪問しまして、お話を伺ってまいりました。この土地につきましては、この隣の隣地を譲受人が耕作しておりまして、また、この土地につきましてもこれまで、相対ではありますけれども譲受人が耕作していたということでした。これまでの相対上、正式に整理するために今回の申請となったということですのでございます。許可相当と判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、5番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は隣地を耕作しており、効率的に経営規模が拡大できるため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（岡島敏雄君） 1番の岡島でございます。

19日にですね、鳥海推進委員、それから塚田推進委員の3名で現地確認、そして聞き取りを進めてまいりました。聞いたのは、受人の さんとこへ伺いましてですね、確認をしたところ、渡人の さんは大分、もともと農家なんですけど、大分縮小されて、もうほとんどできないと、そんな中身から、ぜひ買ってほしいという話が来たそうでございます。大した広さじゃないんでね、しょうがないかなということで受けたと、そんな中身になっていすんで。現地については草も生えてないと、そんな中身では管理はできているのかなと、このように思います。そんな中身で、許可相当と判断をしてまいりました。ぜひ、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

5番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。



### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の9件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の8ページ及び土地利用計画図の4-1をご覧ください。

本案件は、道路用地として後退、隅切りの部分を転用するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地確認したところ、後退、隅切り部分は非農地の状況でございましたが、市道として寄付採納をするため、加須市道路課と帰属に関し協議済みであります。

今回の申請地は、市が帰属を受けるもので、現地の状況からもやむを得ないものと思われ

ます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（野口悦夫君） 4番、野口です。

11月23日、推進委員の野本さん、川島さんと3人で、申請者の さん宅を訪れ、また現地を見てまいりました。今、事務局の説明がございましたが、事務局の説明のとおり、何ら問題ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、2番の水深地区の案件及び議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の3番の水深地区の案件について関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。4条の2番と5条の3番は、申請者、譲受人が同じでございますので、申請地も隣接しておりますので、一括にてご説明いたします。位置図の9ページ及び19ページと土地利用計画図の4-2及び5-3をご覧ください。

本案件は、廃業した農家のブロック塀で囲まれた住宅敷地内の農地が2筆残っております。敷地拡張ということで申請するものでございます。始末書及び必要添付書類が整えられております。

なお、現地を確認したところ、敷地内には本人所有の農地114㎡と親戚名義となっている農地17㎡があり、いずれも現況は住宅敷地の一部となっております。申請者は、約10年前から宅地の一部として利用しており、農地を埼玉県企業局に買収され、それを機に農家を廃業したとのことでございます。

現地を確認し、本人から事情等を聞きまして、今後も利用したいという意向でございましたので、現地の状況からもやむを得ないものと思われまふ。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（田島啓司君） 11番、田島です。

適正化推進委員の佐久間さんと11月19日ですね、現地調査いたしました。議案3号のほうの譲渡人の さんに話を聞いてまいりました。先ほど事務局の説明とおおり、10年以上前からですね、親同士の約束で今の現状のようになっていったわけですけれども、約束だけで、そのまま、必要に応じて、何か手続等、書類等の手続等がなされてなかったということで、今回しましょうとあって、その状況を改善したいというようなことでお話がありましたということで説明を受けました。現地を見ますと、既にブロック塀で囲まれており、やむを得ないんじゃないかと判断してまいりましたので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○11番（田島啓司君） いいですか、ちょっと。4-2番ですね、農地法4条の2番については、敷地拡張ということで地目が変わるわけですけれども、5条の3番は、 さんから先代のときに一応使っていいですよと、それ以上の手続がずうとなされてなかったと、面積はこちらは17㎡って少ないわけですけれども、現況はもうブロックで囲まれていますし、一応始末書添付ということで、やむを得ないんじゃないかというふうに判断したわけですけれども、よろしくお願いします。

○会長（小倉和夫君） どうでしょうか。

じゃ、ちょっと休憩入れます。暫時休憩。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 1時57分



◎開議の宣告

○会長（小倉和夫君） それでは、再開いたします。



○会長（小倉和夫君） 審議に入ります。

ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

まず、2番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の3番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、3番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の10ページ及び土地利用計画図4-3をご覧ください。

本案件は、道路用地として後退部分を転用するもので、必要添付書類が整えられております。

現地を確認したところ、住宅建設予定地に隣接しており、道路後退するもので、残りの農地については農地改良を予定しているとのことでございます。

市への帰属はいたしません。現地の状況や今後の農耕車等の通行などから、今回の申請地につきましてはやむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（田島啓司君） 11番、田島です。

地番は高柳でも、地主さんも水深地区に入っているわけで、ちょっと私のほうから説明申し上げます。さん宅お伺いして——適正化推進委員の佐久間さんと伺ったわけで

すけれども、11月19日ですね。加須の南小のすぐ北側に当たりまして、現在の状況は、農地はちゃんと管理された状態であるんですけれども、ちょっと自宅からはかなり遠いので、除草剤をまきに行ってくるぐらいだということで、今回、分地に娘さんを出すというようなことで、このような申請になったわけです。道路がね、ちょっと狭いので、後退敷地ということですが、周りの状況から見て、やむを得ないものと判断してまいりましたので、よろしくお願いします。

議案3号の1番の \_\_\_\_\_ ですか、のこれがちょうどこの隣接地になっておりますので、同じ申請者ですけれども、この件につきましても問題ないというふうに判断してまいりました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○7番（遠井 勝君） 5条の1。この何というんですかね、4-3の土地利用計画図、それと5-1の利用計画図、これは何ていいますかね、この文章が分家住宅……、分家住宅に伴い、道路後退部分が生じたというのは、さっき言った、この地番が1828-7と1828-6、それからこれは上高柳部分で2016-2、隣がこれ、分家申請するために、これは別にやむを得ないっていえばやむを得ないんですけれども、よく理解できないんです、これ。道路後退部分が1828-8と、これは道路じゃなくて、何か位置指定道路か何かつくったんですか、あるいは路地状敷地って、これ何のためにこれ。

5-1条の地図で見ると、1828-9と1828-8、ここの部分が枠組みで2筆になっていますよね。これの申請は、これ接道は下の部分の2116-2の、これはいわゆる南側が接道になるんでしょうけれども、これは何なんですかね。これは、いわゆる1.522㎡の広さで、進入路みたいになっていますけれども、これは何のためなんですかね。

3つの5条の1が、今回の申請の2016-2、それからこの細長い、北のほうからつながる2筆の物件は、何のためにこれ農転かけるんかということが1つと。

それから、脇の土地の分家申請済みというところで、さっき分家したから道路部分を1828-7を何ていいますかね、追加で是正して申請したって、これ3つが絡んでいるんですか。

○事務局（正能 光君） 事務局です。

今の4条の3は、場所がわかりづらくてすいません。土地利用計画図の4-3をご覧いただくと、1828-6の上に薄く、枝番7というのがあると思うんですけれども、その部分

だけが道路後退で、今回の4条の3です。

先ほど遠井さんからお話があった5-1、5条でこれからご説明しますが、2016-2、接道は下からの道路からなんですけれども、上に伸びている畑状の1828-8、1828-9、これにつきましては水道、下水道、その引き込み、それと排水の接続、そういうことでございます。

○7番（遠井 勝君） わかりました。いわゆる排水の関係でこの部分を転用するということですね。

○事務局（正能 光君） はい、上水と下水と両方です。

○7番（遠井 勝君） はい、オーケーです。わかりました。

○会長（小倉和夫君） ほかにご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、4番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の11ページ及び土地利用計画図の4-4をご覧ください。

本案件は、ゴミ集積所用地として市へ帰属する農地を転用するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地確認をしたところ、市道、県道に囲まれた三角地で、ゴミ集積所用地として加須市へ寄附採納の事前協議も済んでいることから、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（田島啓司君） 11番、田島です。

11月19日、適正化推進委員の佐久間さんと現地を調査してまいりました。先ほど事務局から説明があったとおり、現地見ますと本当に三角で、面積も25㎡ということで、ちょうど道路に挟まれて、ほかにちょっと使うのに利用価値があんまりないのかなというふうな状況であります。集積所というようなことでありますので、やむを得ないものと判断してま

いりましたので、よろしくご審議をお願いしたいと思います。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、5番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の12ページ及び土地利用計画図の4-5をご覧ください。

本案件は、農業用倉庫を建築する計画で、平成28年に青地から除外されたもので、必要添付書類が整えられております。

現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、不許可の例外で、農業関係の施設の用に供するものであり、且つ、28年に除外が完了されていることから、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（田島啓司君） 11番、田島です。

去る11月19日ですね、推進委員の佐久間さんと、以前に さんからお話を伺っていたわけですが、 のほうに倉庫というか車庫を借りているわけですが、農地の耕作する場所が水深地区から大桑地区というふうな形で、何か機材を運ぶのができれば近いほうがいいと、申請の理由に書いてあるとおり、給油所も近くにあるというようなことで、面積は少ないんですけども、機械等4台ないし5台ぐらいを入れるようでございますので、やむを得ないんじゃないかというようなことで、ご審議よろしくをお願いしたいと思います。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。



5番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、6番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の13ページ及び土地利用計画図の4-6をご覧ください。

本案件は、農家住宅の敷地拡張するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、当該申請地には古い納屋が建っており、第2種農地と判断されますが、昭和50年頃から敷地の一部として利用しているとのことでございます。

今後も農機具の納屋として利用したいという意向で、始末書も添付されておまして、現地の状況からもやむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番(遠井 勝君) 7番、遠井です。

11月の23日、推進委員の渡邊さんと現場の確認と、それから聞き取り調査を実施いたしてまいりました。さん当事者は体調を崩して今施設に入っております、息子さんのほうとお会いしまして、これとはちょっと関係ないんですが、息子さんが家をこの敷地近くにつくることのために測量したところ、納屋が農地にかかっているということで、是正して、いただくものでございます。やむを得ないと思いますので、よろしくご審議いただきたいと思ひます。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

6番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、7番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の14ページ及び土地利用計画図4-7

をご覧ください。

本案件は、長屋住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第3種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことであり、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（岡島敏雄君） 1番の岡島でございます。

19日にですね、鳥海、塚田両推進委員と3名で、現地確認をしてまいりました。聞き取りはちょっと後で報告しますけれども、現地についてはですね、ここに、位置図を見てもらうと、さんてお宅があるんですが、これも現在取り壊し中でございます。ですから、この辺は裏の宅地も含めて、宅地一体になるのかなと、このように思います。その裏側が農地という形になっていますんで、現在は更地になって何もないと、そんな状況でありました。ただ、どうしてこうなんのかなという、聞き取りがちょっとできなかつたものですからね、どうしようかなといろいろ調べましてですね、きた結果、ここに申請をされたのが、

さんというのがありまして、そこに確認をいたしました。聞きましたところ、基本的にはこのさんがさんからの相続を受けたと、そんな中身で、ただ、住んでいるのが、ここでは住んでないという話でありますんで、アパートを建てて管理をしていきたいと、そんな中身で依頼がされたそうでございます。なお、現地については、中学校、そして役所と、もう500メートル圏内にありますんで、十分にこの辺は大丈夫なのかなと思います。

あと、位置図を見ていただきますと、ほとんどこの周りですね、もう住宅地ばかりという格好になってますんで、今後の中では十分ここで生活できる、そんな状況でアパートには適切かなと、このように思います。そのような判断をしてまいりました。ぜひ、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

7番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、8番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の15ページ及び土地利用計画図4-8をご覧ください。

本案件は、太陽光発電施設を設置するもので、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番(岡島敏雄君) 1番の岡島でございます。

同じく19日にですね、塚田推進委員と私と2名で、現地調査、そして聞き取りをしてまいりました。現地については現在、豆が植えてあると、そんな状況であります。ただ、見てのとおり1反もない、600幾つでございますんで、実際には、本人とするとですね、もう小さいところはできない、そんなことを言っていましたけれどもね。営農後継者がいないと。確かに、奥さんを先日亡くされてましてですね、もう、一人で今生活をしていると、そんなところから、大変に今後営農は無理なんじゃないかなということ、何をしようかと。先日も1カ所あったんですが、やはり自分の土地というところでは、1反ないところは、今、農機具大きくなってますんでね、できるだけ小さい土地はこういった方向性でいきたいというお話のようでありました。

そんな中で、先日からこれで2件目になりますけれども、太陽光を進めてまいりたいというお話でございましたんで、許可相当かなと、このように判断をしてまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

8番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、9番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の16ページ及び土地利用計画図の4-9をご覧ください。

本案件は、自己所有地に自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことであり、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われます。また、現在の母屋につきましては、子供に譲るということになっております。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（岡島敏雄君） 同じく1番の岡島でございます。

19日にですね、鳥海、塚田両推進委員と3名で、さん宅を訪問をしてですね、現地確認と聞き取りをしてまいりました。なお、現地確認については、今、事務局言ったように、家の、自宅の前の空き地でありますんで、意味がどういう意味なのかなということだけを確認をしてまいりました。さんに聞いたところですね、若い者が現在の住宅——自宅の1階を占領されていると。まあ、年寄りが2階から来るのはですね、大変につらくなってきて、上ったりおたりが大変なんだと。そんな中で、1階建てのですね、隠居部屋じゃないですけども建てたいと、そんな意味合いのようでした。

私から見るとね、農家住宅ですからもっと広いんですけども、また、長屋とかやっぱりいっぱいありましてですね、少しほかのところを壊したらどうですかという話したら、「いや、そうもいかねんだ」って言ってましたけれどもね。そんな中で、自宅の前で、別宅じゃないですけども、隠居部屋をつくるというお話のようでありましたんで、仕方ないのかなと、このように思いまして、ぜひご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

9番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。



### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○会長(小倉和夫君) 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の18件を議題といたします。

初めに、1番の加須及び高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の17ページ及び土地利用計画図の5-1をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地(1区画)を造成売買するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことであり、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番(野口悦夫君) 4番、野口です。

11月23日に、推進委員の野本さん、川島さんと3人で、現地を見てまいりました。細かい説明が事務局からあったわけですが、周辺につきましては加須南小があり、また、周辺につきましては住宅街という形で、何ら問題ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願

いしたいと思います。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、2番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の18ページ及び土地利用計画図5-2をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、資材置場を整備するもので、必要添付書類が整えられております。

現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番(野口悦夫君) 4番、野口です。

11月23日、推進委員の野本さん、川島さんと3人で、申請者・譲渡人の さん宅を訪れ、現地を見、話を聞いてまいりました。この場所につきましては、長年耕作してないという形で、また、譲受人のほうから売買の話が持ち上がり、現在に至ったそうです。結局、有効利用という形で、何ら問題なく、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、4番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

(発言する人あり)

○会長(小倉和夫君) 4番、5番については関連がございますので、一括の審議といたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。5条の4番と5番は関連がございますので、一

括にてご説明いたします。位置図の20ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、農地改良及び搬入路とするもので、印鑑証明等、必要添付書類が整えられております。

また、当該地は農用地、いわゆる青地でございますが、水稻を作付けるための農地改良及び進入路で、期間は5ヶ月間の一時転用でございます。

また、進入路につきましては、大型ダンプが既存道路で通れない（曲がりきれない）ということから、迂回するような形となっております。やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（田島啓司君） 11番、田島です。

11月19日、推進委員の佐久間さんと、譲渡人と搬入路で関係する さん宅を伺いまして、お話を聞いてまいりました。農地改良のこの図面の中の1651と52かな、ここはもともと耕作放棄地みたいな形になっていまして、もう地畔がこう、長年休んでいるので地境がなくなって、耕作には不向きで、そういうような状況であります。道路のかさ上げの状況から、排水がより今後しにくくなるのかなというような感じが見受けられます。そういった中で、今後耕作するのに農地改良するということなんです。

その搬入路ですけれども、持ち込む農道は、確かに現場に行くことですよ。大型が曲がるのにはちょっと曲がりにくい、狭い道路でありますので、搬入路ということで、 さんもこの一時転用する中に農地もあるということで、ぜひお願いしたいということでお話を伺ってまいりました。許可相当と判断してまいりましたので、よろしくご審議をお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、5番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、6番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の21ページ及び土地利用計画図の5-6をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により、宅地も含め土地を購入し、建売住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことであり、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江森 正君） 2番、江森です。

事務局のご報告のとおり、この現地については、住宅としては最高の土地だと。田園風景のところであって、これは11月19日、宮内推進委員さんと現地を確認したところ、本当に最高の土地だなという感じも受けられました。私も毎日ここ、ちょっと所用で通るんですけども、何ら問題はないと考えます。

以上、よろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

6番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、7番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の22ページ及び土地利用計画図5-7をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自社倉庫の進入路を整備するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。



また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、現地の状況、また、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（矢島征雄君） 6番、矢島です。

11月の19日、推進委員の田部井さん、藤原さんと3人で、譲渡人宅を伺ったわけですが、不在のため、現地確認をしてまいりました。以前、さんから話を聞いたところによりますと、自宅の裏に既存の倉庫がございまして、ここの出入りで大型車が夜、また夜中に出入りするため非常に迷惑しているっていうようなことを伺ってまいりました。また、新たにそこに倉庫用地として建設が予定されておりますので、その出入りに、自宅から遠くのところから出入りしてもらいたいということで、今度の許可申請を出したということでございます。大型車が入るということで、非常に出入りには多くの土地が要するというで、この土地を譲り受けたということでございます。ご審議をお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

7番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、8番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の23ページ及び土地利用計画図5-8をご覧ください。

本案件は、今年度7月の一部不許可となった筆でございまして、また同内容で申請があったもので、農地性の判断は第1種農地の判断に変わりはなく、不許可相当の案件でございます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○6番（矢島征雄君） 6番、矢島です。

先ほど事務局から話があったように、7月に既に審議された案件でございまして、何ら変わりなく出してきたということで、不許可相当と考えます。よろしくご審議お願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○局長（細田 悟君） すいません。もうちょっと詳しい説明を小川次長からさせていただいて、その上で審議ということで、よろしくお願いします。

○次長（小川修一君） 経過も含めて申し上げますが、説明があったとおり、7月に不許可になりました。本来、この5条の8の、23ページの位置図を見ていただくと、4718-2のほかに、南側なんで、下のほうにあと3筆分あったんですね。下の3筆分は2種農地の扱いなので、太陽光で許可相当なんですけれども、この4718-2というのは不許可ということで、不許可書を出したんですけれども、代理人のほうがですね、再申請をしてきました。再申請をしてきたので、私どもとすると、一度不許可になったものは、もう一度上げてくるというのは、なかなか通常の方では考えられないんでしょうけれども、農業委員会として、じゃあ、どのように扱うかというところで、市のほうの顧問弁護士がいるので、確認をしました。その結果、受けざるを得ないというようなことがあったので、今回ですね、再申請の部分なんですけど、農業委員会さんのほうに審議に、議案として提出をさせていただいています。そういう経過です。

今、2回目の申請になっているんですが、余談ですけども、3回目、4回目ということも考えられなくはないので、またその辺で、市のほうの弁護士のほうにですね、相談をかけて、対応のほうは決めていこうかなというふうには考えてはいるんですが、今回については2回目の再申請になりますけれども、結果を出さなくてはいけないので、不許可見込みということで説明のほうはさせていただきました。という経過と今後の予定と、考え方ですね。

以上でございます。

○会長（小倉和夫君） どうですか。

○7番（遠井 勝君） 事務局のほうで今、不許可で出そうっていう話だったんですよね、違うんでしたっけ。

（「そうです」と言う人あり）

○7番（遠井 勝君） 今回、許可見込みでっていう話で。

○次長（小川修一君） 今回も否です。不許可見込みですね。

○7番（遠井 勝君） それでよろしいんですか。

○次長（小川修一君） ええ、そうですね。内容が、多少申請内容が変わったりすれば、まだ再審議することもやぶさかではないんでしょうけれども、全く同じ内容なんですね。その中で、普通は1回目不許可が出れば、2回目出してこないんですよ。その辺の、農地法のほうもその辺想定していない部分あるんですけれども、農地法以外の行政手続法だとかいろんなものがあるので、その辺で弁護士相談させていただいて、今回は受けざるを得なかったということです。

○7番（遠井 勝君） ちょっと記憶をたどれば、前回の審議の中では、線引き部分があって、ここからは1種とか2種との分かれるところで、隣接だからという話での申請になっているんでしょうかね、そういうことでもない。

○次長（小川修一君） そうですね。先ほど言った23ページの図面でいうと、さっき私、下のほう、南側のほうにあと3区画分申請があったって言いましたけれども、それが一括で1本で、4カ所が1本でちょっと申請なっていたもんですから。

○7番（遠井 勝君） あ、わかりました。まとめてきて、くっついているから一緒にやってくれてという話だったんでしょうかね。

○次長（小川修一君） その中で、3区画分は許可見込みなので、3カ所分は許可でいいですよ。ただし、一番北側、今回の4718-2の筆はだめですということで不許可ということで、一部許可、一部不許可という形で決定のほうを、農業振興課のほうで出しています。

○7番（遠井 勝君） わかりました。不許可でお願いします。

○会長（小倉和夫君） ほかにご意見がありますか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

8番について、不許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、不許可相当とすることに決定いたします。

次に、9番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の24ページ及び土地利用計画図5-9をご覧ください。

本案件は、許可の取消し願が提出されたもので、譲渡人の相続の手続が終わりまして、改めて申請されたものでございます。

譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、事業内容につきましては、前回許可した内容と変わりはありません。経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（矢島征雄君） 6番、矢島です。

11月19日、推進委員の田部井さん、藤原さんと3人で、譲受人の さん宅に伺い、奥さんから話を聞いてまいりました。この案件は、やはり7月に審議された案件でございますが、その途中に譲渡人の方が亡くなり、このたび相続した さんが改めて申請したとのことでございます。以前にも許可された案件でございますので、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

9番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、10番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の25ページ及び土地利用計画図の5-10をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（遠井 勝君） 7番、遠井です。

11月23日の日に、推進委員の渡邊さんと同行いたしまして、現地確認と聞き取り調査を実施いたしてまいりました。聞くところによりますと、現状につきましては、管理されているとは言えない休耕地という形の畑でございまして、全く3年前から耕作もしてないし、何もつくってないということございまして。今回は、この土地を に仲介をお願いしまして、いわゆる注文住宅という形でつくっているという形でございます。土地の地図を見ているとおおり、通常の調整区域の売買で500㎡を超えますけれども、土地の地形からすると、接道部分の形がいわゆる変則的な形ですから、この辺については500㎡を超えますけれども、やむを得ないかなということ判断してまいりました。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

10番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

審議も時間が経過しましたので、ここで休憩を入れたいと思います。3時から再開いたしますので、この間、暫時休憩といたします。よろしくをお願いします。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 3時00分



◎開議の宣告

○会長（小倉和夫君） 休憩を閉じたいと思います。



○会長（小倉和夫君） 引き続きご審議よろしくお願ひいたします。

次に、11番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願ひいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の26ページ及び土地利用計画図5-11をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願ひします。

○7番（遠井 勝君） 7番、遠井です。

この案件は、前回といいますか、先ほど4条の6で申し上げた方と同じ人物でございます。推進委員の渡邊推進委員さんと同行しまして、現地確認と聞き取り調査を行いました。譲渡人の さんは、先ほど申しましたように施設入居者で、息子さんが実家の前に自宅をつくるという形での使用貸借ということでございます。内容は特に支障なく、許可相当として判断いたしてまいりました。よろしくご審議いただきたいと思います。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

11番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願ひします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、12番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願ひします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の27ページ及び土地利用計画図5-12をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地（6区画）を造成販売するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（遠井 勝君） 7番、遠井です。

先ほどの案件と同じで、11番、12番は同じところにある場所です。渡邊推進委員さんと同行訪問しまして、聞き取り調査を行ってまいりました。ここは都市計画上の34条の11号で、市街地、それから学校、それからスーパー、病院が近接しているところでございます。この周りはほとんど今造成されて、分譲されています。本件も、この さん自身は施設に入っておりますけれども、息子さんが家を建てる部分もありまして、この一角を  
に売買したということで、事情やむを得ないと思います。よろしくご審議いただきたいと思

います。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

12番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、13番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の28ページ及び土地利用計画図の5-13をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、 という真言密教に取り組んでい





ゆる耕作目的じゃなくて、農地が買えて、集会所で個人がやるということで、購入はできるんですか。

○事務局（小川修一君） すいません。そうですね、個人でも理由、必要性があつて、2種農地というのが基本になるかと思えますけれども、転用のほうはできます。

（発言する人あり）

○事務局（小川修一君） 今回、個人名義なんですけれども、さんですか、使用目的は宗教の活動の場となる集会所みたいな感じなんですよね。個人申請なんで、個人で何か使うということであれば、そういった宗教の関係の定款だとか、そういったものは不必要なんですけど、今回、目的が宗教の集会所で使うということなので、私ども、宗教の関係であれば、定款ですとかそういったものを添付してくださいという指導はしています。

○7番（遠井 勝君） ちょっと確認したいのは、宗教だからということで、個人の、宗教法人になっていけばいいんでしょうけれども、個人そのもので、何のエビデンスもとらずに農地は買えるんですかという、単純な質問です。例えば、個人の人が、何か宗教だけやってたつて、何かそういったものがはかれるエビデンスをとつて、土地を集会所で借りるというのなら、例えば言い方を変えれば、誰でもこういうことができるという感じでとれませんか。何のエビデンスもとらずに、農地を買う。私は集会所をつくります、それで購入はできちゃうんですか。

○事務局（小川修一君） 転用目的が、もちろん合理的な理由がないとだめなんですけれども、個人が、こういう集まりをしたいから、お花をやりたいから、例えば小屋をつくるとか、そういったものも不可能ではないんですよね。2種農地で、この辺であればとかいろいろ、2種農地のほう、ここでなければならぬんですつていう理由はあるでしょうけれども、その辺で個人で何かやるというのも可能な部分ではあるかなと思います。

○7番（遠井 勝君） 前にちょっと、古くいるからですけれども、こういう宗教法人らしきものが転用かけてきたときに、個人で購入して、それを何というか、檀家に入っていたとか、そういう形でのものがあつて、何ていうんですかね、個人の場合というのかな、じゃ、何でもありになっちゃうような気がするんですよ。例えば、宗教法人に入っている、入所者だとすれば、この人の何かの形をもらわないと、入所許可書というやつなのか。そうでないと、農家じゃない人が、私、集会所つくりますと言つて買えちゃうのと同じじゃないんですか。何のエビデンスもなければ、農地の流通性というのは膨大に広がっちゃうと思うんですよ。だから、例えば何でもそうですけれども、法人あるいは個人で、法人であれば定款なり、

あるいは謄本なりがあるんでしょうけれども、個人というのは無制限ですからね。それで、農地を買うということに対して、何の書類ももらわずにするというのは、例えば宗教法人が、ここは大もとがどこにあるかわかりませんが、そちらの檀家に入っているとか、あるいはその組織の中の間人であるという、それらのエビデンスもらうんだら目的はわかるんでしょうけれども、この人から何にももらわないで、宗教法人のあれもないし、ただ、転用目的は宗教法人の集会所ですよという形だと、逆に買って転貸するとか、そういう形になるんだろうと思うんですね。

だから、別に、そこまで突っ込まなくてもいいということであれば、それは構わないんでしょうけれども、何らかのそういった証拠書類的なものをもらわなければ、農地法の役割は果たさないんじゃないんでしょうか。

○事務局（小川修一君） ええ、そういう意味で、宗教法人の中身がわかるものを提出させます。させるんですけども、まだ、すいません、ちょっと上がってきてないんです。上がってきてない中で、今、不許可にというのものもあるんでしょうけれども、ほかの書類はそろっていますので、私ども農業委員会の意見が市長部局に渡りますけれども、市長部局に渡った段階で出てこなければ不許可になります。それをチェックするように、委員会の皆さんの意見がそういった意見ありまして、確認をとれなかったら、もう不許可にするしかないと思うんで、ということで今考えています。

○15番（柳田 浩君） 15番、柳田ですけども、この今回の施設は、今言った宗教施設っぽいんですけども、農地サイドで判断じゃなくて、開発サイドの判断というもんで建てられる施設なのか、建てられない施設なのか、この調整区域。その部分がはっきりしてくないと、農地サイドは、宗教だからいいとかだめだとか、それは言えないんじゃないかなというふうに思うんです。ですから、その辺の確認をさせて……。

○事務局（正能 光君） 事務局です。

開発サイド、その地域では今の集会所、問題ないです。建てられるところです。

○15番（柳田 浩君） 法人がもし仮に、宗教法人が取得になった場合、宗教法人でしょ。

○事務局（正能 光君） 集会所、はい。集会所は可能です。

○15番（柳田 浩君） 宗教法人の集会なんですよ。

○事務局（正能 光君） そうですね、はい。

○事務局（小川修一君） すいません。柳田委員さんが今おっしゃった、建築基準法なり開発の中で、業とするもの、しないものとかいろいろで、その定義ですよ。その定義の中で、

基準法がこれだめだ、あるいはいいよということなので、再度確認します。確認させていただいて、開発も、柳田委員さんおっしゃるとおり、開発がだめであれば、もちろん農転もだめなので、確認させていただいて、市長部局のほうに送り込みます。

○7番（遠井 勝君） ちょっと規約書みたいのとか、定款らしきものはないんですか、何も。

よく任意の団体で、例えば何というんですかね、組織的に、体育協会とかって、そういう協会とか、そういう自治協力団体とかという組織みたいに、規約書みたいのは何か、エビデンスでとれないんですかね。ただ個人の名前で、口頭で、集会所で宗教法人やりますよっていうよりも、さっき言ったように、開発許可がとれるかどうか確認するとかっていうのもあるんでしょうけれども、規約書か何かはもらわないかね。例えば、その人の檀家の中に

さんがその名簿に記載されているかどうか、あるいはそれらの役員になっているかどうか、何かないと。いきなり白紙の状態でどうなんでしょうか。

○事務局（小川修一君） そうですね。一般的には法人登記しますので、法人登記簿に役員とか代表者名というんで出てくるはずなんですよね。宗教活動はこういうんですっていう、会社が営業する項目みたく書いてあるんですよね。その辺も確認します。

○15番（遠井 勝君） じゃ、役員名簿かなんかでいいと思う。

○事務局（小川修一君） そうですね、はい。

○会長（小倉和夫君） じゃ、1回、ちょっと審議とめます。自由審議で。

○7番（遠井 勝君） ちょっと例えばですよ、さっき言ったように、任意の団体で公の仕事をしているとか、あるいは限られた人数の組織があって、その集会所をつくるとか、あるいは施設をつくるかというの、当然、法人登記できないのもあるんだろうと思うんです。そういうものには、やっぱり規約というものが必ずあるはずだ。そういう中でも、例えば規約の中にも、その中にも例えば理事長とか副理事とか理事とか、そういう、何かでそういうエビデンスがないと、まず難しいような気がするんですよね。2種だからいいとかという部分じゃなくて。どうですか。

この、いわゆる土地提供される方っていうのは、こちらの宗教の団体の中に入っている方なんですか。全く違うところの人なんですか。

例えば、この人は、                      さん、代表者の方なんでしょうけれども……

（フリー発言）

○会長（小倉和夫君） じゃあ、事務局より、もう一度説明をお願いいたします。

○事務局（小川修一君） すいません。この5条の13番の案件なんですけど、まず、柳田委員

さんから、開発行為の都市計画法のほうはどうなんだというご質問があったんですけども、北川辺地域なので線引きがないんですね。線引き、市街化区域と調整区域を都市計画法上分けたエリアが決まってないんです。だから、俗に言う未線引きなんですね。未線引きのところだと、調整区域でもない、市街化区域でもないって扱いに都市計画法なっちゃうので、開発行為が要らないんですね。だから、調整区域で開発すれば、開発行為の申請手続、許可が必要なんですけれども、未線引きなので、どこが調整区域なんだか、どこが市街化区域なんだかっていうのは区分がないので……

(「無指定なんだ」と言う人あり)

○事務局(小川修一君) そうです。なので、それはないという形なんですけれども。

この案件なんですけれども、受人の さんがですね、定款がですね、さっき持ってきた定款がついていまして、 さんは代表者役員として ですか、この会の  
—— か、代表にはなっているんですけども、ちょっと端的に申し上げて、私どものほうで、定款以外の法人登記簿等々をまた確認させていただきたいと思います。皆さんのご意見については、条件つきのような形で、事務局のほうに確認をよくしてくれということでお預けいただいて、市長部局のほうの農業振興課のほうで許可書、不許可書を出すときに、判断することになりますので、条件つきと言っただけは何なんですけれども、ご意見をいただければなというふうに考えています。

以上です。

○会長(小倉和夫君) じゃあ、提案ということで、一応事務局の条件つきというか、そういう案を鑑みて、許可相当ということでよろしいでしょうか。

(「はい」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) それでは、質疑、ご意見はないようですので、採決したいと思います。

13番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、14番の東地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図29ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、農地改良をするもので、印鑑証明等、必要添付書類が整えられております。

また、当該地は第1種農地ですが、土地が低いため盛土し、畑にして小麦を作付け

するための農地改良で、期間は3ヶ月間の一時転用でございますので、やむを得ないと思われ  
れます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査  
の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○15番（柳田 浩君） 15番、柳田です。

この件は、農地改良の案件でございまして、11月18日に、担当の町田推進委員と2人  
で、現地にて地権者及び事業者との、立ち会ってもらって内容を確認させていただきました。  
今、事務局の説明がありましたように、低地でなかなか耕作しづらいということで、今後に  
おいては転換、小麦に転換していきたいという内容でございまして、やむを得ないというふ  
うに判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

14番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、15番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の30ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、農地改良するもので、印鑑証明等、  
必要添付書類が整えられております。

また、当該地は農用地、いわゆる青地ではございますが、給排水が不便なため、耕作機械  
が入りやすい畑にし、大豆を作付けするための農地改良で、期間は4ヶ月の一時転用でござ  
いますので、やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査  
の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（柳田 浩君） 15番、柳田です。

11月20日に、佐藤推進委員と2人で、現地にて地権者及び事業主の立ち会いを求めて、

お話を伺ってまいりました。場所につきましては、水管理がなかなか大変だということで、水稲から大豆、麦で転換していきたいということでございまして、これについてもやむを得ないというふうに判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

15番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、16番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の31ページ及び土地利用計画図の5-16をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により宅地も含め土地を取得し、建売住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（岡島敏雄君） 1番の岡島でございます。

19日ですね、11月の。推進委員の塚田、それから鳥海、私と3人で、現地とそして渡人の さんを訪問し、確認をしてまいりました。現地については、この さんのすぐ家の前の土地でありましたので、聞きながら確認をしたわけですが、 さんから言わせると、もう農家もできないと、そんな年になってしまったということからですね。今回、この住宅の話が来たので、まあしようがないかなということで了解をしたと、そんなお話でした。

また、土地については、草はそれほど出ていませんでしたけれども、管理はされていまして、3年ほど耕作はしてないと、そんな状況のようでした。今後も、ほかの土地もあるんで、

また出てくるのかなという話はしていましたが、周りが何か、位置図を見ていただきますと、住宅があっちこっちもう建ってしまってますね、ほとんど農地的なものが少なくなっている、そんな内容から仕方がないのかなと、そんなお話をいただきました。それを見て、許可相当かなという判断で帰ってまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

16番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、17番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の32ページ及び土地利用計画図の5-17をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、既存駐車場を拡張するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（岡島敏雄君） 1番の岡島でございます。

今、事務局お話ししたようにですね、大分敷地内がですね、水浸しになると。特に、ことは台風15号という中身からですね、さんの社員の駐車場がもう水浸しになってしまったと、そんな中身を聞きながらですね、19日に私と塚田推進委員の2人で、さんのお宅を訪ねました。さんとすると、これ所有権売買になっていますんで、自宅の前の土地は全てもう売買という格好になるようでございましたんで、確認をしてみたい。さんからすると、駐車場周りに、今回売買する土地の前にもですね、駐車場があるんですが、それだけじゃもう足りずに、敷地内のほとんど端のほうの水浸しになってしまうと、そんなことから、ぜひそれが出ても大丈夫なようにと、拡張したいというお話

があったそうでございます。特に、空き地のこれ、真ん中、ちょうど中間あたりでございますので、大利根の。まあ仕方ないのかなと、このように思います。どちらにしても、ここに駐車場ということからすれば、ほとんど農地がやっぱりなくなってきてしまう状況にはなりますが、今の豊野台の工業団地からすればですね、いろんな部分では拡大されてくるのかなと、このように思います。これを見て、許可相当と判断をしてみました。ぜひご審議のほどよろしく申し上げます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

17番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、18番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の33ページ及び土地利用計画図5-18をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借により土地を借り受け、既存駐車場を拡張するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（岡島敏雄君） 1番の岡島でございます。

同じく19日にですね、私と推進委員塚田、鳥海の両名と、3人で確認をしてみました。現地はですね、ちょうど、位置図を見ていただきますとわかるんですが、もうここに中古車——鉄くず屋ですか、の隣のお店と、ちょうどもう間に挟まった土地でございます、ほとんど耕作はされてないと。ただ、管理はしっかりされてますんで、草も生えてないと、そんな状況でした。持ち主の さんのお宅を訪問しましてですね、確認をしたところ、これは受人は さんですか、これはすぐ125号の道路沿いに修理屋があるんですが、



そこで車を、車検等やっていると。そこで、車も大分最近多くなりましてですね、中古車も含めて多いので、ここに駐車場をふやしておきたいと、そんな意見のようでした。ぜひ、その中身からすると、　　さんも転がしている土地ですんで、ぜひここを使ってもらいたいということから、このような結果になったようでございます。許可相当かなど、こう判断してまいりました。ぜひご審議のほどよろしく願いをいたします。

○会長（小倉和夫君）　ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

18番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。



#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君）　次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能　光君）　ご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理事業分）でございますが、今回、ご審議いただきますのは、農地中間管理事業に基づき、農地中間管理機構への利用権設定案件でございます。新規分19筆、面積にしまして1万8,583㎡となっております。

この集積計画が本総会で決定されますと、市担当の農業振興課において告示の手続きが行われ、法的効力が発生するものでございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○会長（小倉和夫君）　ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

どうでしょうか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、承認することに決定いたします。



### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」を議題といたします。

この案件については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定である「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」に 委員さんが該当しますので、議事の間、退席をお願いいたします。

（ 委員退室）

○会長（小倉和夫君） それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画（案）につきまして、加須市長より意見を求められております。

配分計画につきましては、借受希望者の公募に応募した方に農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものでございます。それを受けまして、希望者へ農用地の貸し付けが適当であるか、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありました。が、本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

いかがでしょうか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、同意することに決定いたします。

議案第5号の審議が終了しましたので、委員の入室をお願いいたします。

(委員入室)



### ◎報告事項

○会長(小倉和夫君) 次に、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) それでは、報告第1号から4号につきましてご説明いたします。

まず、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」でございますが、相続に伴う権利移動の届出7件で、内容は資料のとおりでございます。

報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について」でございますが、4条の許可申請書の取下願1件で、内容は資料のとおりでございます。

報告第3号「農地法第5条第1項第7の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域内の農地転用の届出8件で、内容は資料のとおりでございます。

最後に、報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」でございますが、農地貸借の合意解約による届出147件で、内容は資料のとおりでございます。

以上です。

○会長(小倉和夫君) 以上で、本日の総会に上程しました議案は全て終了しました。

これにて議長の任をおり、進行を司会へお戻しします。

○局長(細田 悟君) 小倉会長には長時間にわたる議事の進行、ご苦労さまでございました。



### ◎閉会の宣告

○局長(細田 悟君) それでは、野川職務代理に閉会のご挨拶をお願いしたいと思います。  
お願いします。

○職務代理(野川良翁君) 本日はですね、大変お忙しい中、委員各位には長時間にわたりまして慎重審議をいただき、ありがとうございます。

これもちまして令和元年第7回加須市農業委員会を閉会といたします。

○局長（細田 悟君） ありがとうございました。

閉会 午後 4時00分



会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和元年11月25日

会 長 小 倉 和 夫

署名委員 柳 田 浩

署名委員 岡 島 敏 雄